

個別労働相談

自社の労務管理でお困りのことはございませんか？働き方改革関連法が制定され、残業時間の上限規制、有給休暇の取得の義務化、同一労働・同一賃金の実現などさまざまなことが法律化されました。残業、賃金、就業規則、労働社会保険などなど疑問に思っているにも聞きにくいこと、悩んでいることなど、お気軽にご相談下さい。

日 時

令和6年 **1月24日** **水**
【午前9時～正午】

**相談料
無料**
(秘密厳守)

・相談時間 1 事業所 1 時間以内(上限3組)

会 場

大野商工会議所 相談室

相談員

結 労務管理事務所 **島田知明 氏**

申込締切

令和6年 **1月19日** **金**



下記申込書に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込み下さい。

お申込み・お問合せ 大野商工会議所 中小企業相談所

E-mail soumu@ohnocci.or.jp TEL 0779-66-1230 FAX 0779-65-6110

キ リ ト リ > 8

大野商工会議所 行
(FAX 65-6110)

個別労働相談 申込書

事業所名		T E L	
所在地		F A X	
氏 名			
希望相談時間 (重なった場合は調整します)	午前9時～ ・ 午前10時～ ・ 午前11時～		
相談内容 (該当するものに○をつけてください)	残業・賃金・就業規則・労働社会保険・その他 ()		